

質問回答書

このことについては、下記のとおりです。

公 告 番 号 【第61号】
件 名 春日部市公式ホームページバナー広告欄賃貸借

記

質問事項	回答事項
市のホームページに記載ありますバナー金額は管理会社さまの設定した金額でしょうか。 それとも、市のほうで設定した金額を記載しているのでしょうか。	バナー広告枠の販売金額については、賃借人が設定した金額となります。
以上	

※質問事項は、原文のとおり記載しております。